

消費税及び地方消費税が変わります

平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%に引き上げられます。また、今回の引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、消費税転嫁対策特別措置法によって、次のような措置が設けられました。

①総額表示義務の特例

税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、税込価格による表示をしなくともよいとする特例。【表示例：100円（税抜き）】

②転嫁拒否等に関する措置

事業者間の取引で、税率の引き上げ分の転嫁を拒んだり、チラシや店頭で転嫁を阻害する表示を規制する措置。【例えば、「消費税は転嫁しません」等の表示】

	現行	平成26年4月1日以降	平成27年10月1日以降
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0%	1.7%	2.2%
合計	5.0%	8.0%	10.0%

※詳細については下記までお問い合わせ下さい。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/201304.htm>
北那覇税務署 TEL 098-877-1324